

安全保障理事会決議 1898 (2009)

2009年12月14日、安全保障理事会第6239回会合にて採択

安全保障理事会は、

キプロスにおける国際連合の活動に関する2009年11月25日(S/2009/609)、およびキプロスにおける彼の周旋ミッションに関する2009年11月30日(S/2009/610)の、事務総長報告書を歓迎し、

同島の支配的な状況に照らして、国際連合キプロス平和維持軍 (UNFICYP) を2009年12月15日以降も維持することが必要であることにキプロス政府が同意したことを留意し、

解決を見出す責任はまず最初にキプロスの人々自身にあるという事務総長の断固とした確信に同調し、決定的な進展となる希少な機会が現在において時宜に語った方法で存在することを強調し、キプロス紛争および同島の分断の当事者を包括的および持続性のある解決へともたらす支援における国際連合の主要な役割を再確認し、

ギリシャ系キプロス人およびトルコ系キプロス人指導者達が示してきた政治的指導力を賞賛し、機が熟した交渉においてなされたこれまでの進捗状況、および指導者達の共同声明を温かく歓迎し、

関連する安全保障理事会諸決議に示されているように、政治的平等を伴うに共同体、二区域連邦に基づいた包括的解決に到達するために、この機会の完全な利用を確実にするために交渉において気運を高めることを指導者達に強く促し、

交渉に完全、柔軟且つ建設的に従事する全ての当事者に国際社会が与えた重要性を強調し、近い将来これら交渉における決定的な進捗状況を期待し、

さらなる発展および進捗状況を安保理に報告し続ける事務総長の意図を歓迎し、

また指導者達によって公表された幾つかの信頼醸成措置の履行を歓迎し、残された措置を履行する再開された取り組みおよび共同体間の信頼を構築するためのさらなる措置の合意と履行を呼びかけ、

キプロスにおける継続した通過の重要性を再確認し、ほかの通過点の相互の合意による

開通を奨励し、リムニティス/イェシルマク通過点を開通させる指導者の合意および両側からの救急車の最初の通過の試みの成功を歓迎し、レドラ通り通過点の回復の第二段階の履行を促し、

包括的および恒久的なキプロスの解決から生じるすべてのキプロス人にとって多くの重要な利益を確信し、両側がこれら利益を、またそれらを確実とするための柔軟性と妥協を増加させる必要性を、将来行われるであろう住民投票よりも十分事前に、両共同体に明確に伝えることを奨励し、

現在の機会を完全に利用するためにギリシャ系キプロス人およびトルコ系キプロス人指導者達の支援において国際社会が担い続ける支援的な役割を強調し、

同島および境界線沿いの治安状況が安定しているとの事務総長の評価に留意し、これまで達成されてきた肯定的な進展を損い、あるいは同島への善意に損害を与える、どのような行動をも回避することを両側に対して促し、

両側が国際連合によって用いられた 1989 年の覚書を受け入れる場合には、緩衝区域の事態が改善するという事務総長の断固とした確信を想起し、

地雷除去活動の実施においてなされた進展を歓迎し、また残された地雷原の除去を期待し、10月28日に地雷活動センターで働いていた市民の請負人の悲劇的な死を遺憾とし、

行方不明者委員会の重要な活動時の進捗状況と継続を歓迎し、この過程が共同体の間の和解を促進することを信頼し、

積極的な市民社会集団の参加が政治過程に必要不可欠であり、将来のあらゆる解決を持続可能とすることに貢献できることに同意し、特に同島におけるすべての国際連合機関によるものも含む、二共同体間の接触および活動を促進するすべての取り組みを歓迎し、市民社会の積極的な従事と、経済および商業機関の間の協力の奨励を促進し、そのような接触におけるすべての障害を取り除くことを、両側に対して促し、

平和維持の展開への積極的、戦略的な働きかけを遂行するために安保理の必要性を強調し、

UNFICYP を含む、すべての平和維持活動を密接な調査の下に置き続ける事務総長の意図を歓迎し、現地の発展および当事者の見解を考慮に入れながら、UNFICYP の職務権限、

兵力の水準および活動の概念のさらなる調整のために必要となる勧告を含む、解決に係る関連する緊急対策計画の重要性に留意し、

包括的解決へと至ることを目的とした本格的な交渉の実行において当事者を支援する職務権限を持つ事務総長特別顧問として、アレキサンダー・ダウンの継続した取り組みを歓迎し、

また、キプロスおよびギリシャ政府による、UNFICYP の資金への自発的拠出金に対する事務総長の感謝、並びにほかの諸国および機関からのさらなる自発的拠出金への事務総長の要請に同調し、

すべての国連平和維持活動における HIV/AIDS およびほかの伝染病の予防および抑制について、平和維持要員に周知徹底する国際連合による取組を歓迎しまた奨励し、

1. 職務権限に従った、事務総長報告書における過去 6 か月間の現地における発展の分析を歓迎する。
2. 本格的な交渉においてこれまでなされた進捗状況、およびこれが創設した包括的且つ恒久的な解決に向けた近い将来における更なる進捗状況への展望を歓迎する。
3. 交渉の気運の強化、信頼と善意の現在の状況の改善、および建設的且つ自由な様式での過程への従事を含む、この機会の完全な利用を促す。
4. また信頼醸成措置の履行を促し、他の通過点の開通を含む、そのようなさらなる措置についての合意および履行を期待する。
5. キプロスに関するすべての関連諸決議、とりわけ 1999 年 6 月 29 日の決議 1251 (1999) およびその後の諸決議を再確認する。
6. UNFICYP への完全な支援を表明し、またその職務権限を 2010 年 6 月 15 日に終了するまでのさらなる期間延長することを決定する。
7. UNFICYP の職務権限を尊重しながら緊急事態として、未解決の問題に関する早期合意に達するために、両側に対して、緩衝区域の画定に関して、および国際連合の 1989 年の覚書に関して、UNFICYP との協議に、従事することを継続することを求める。

8. トルコのキプロス側およびトルコ軍に対して、2000年6月30日以前に存在していたストロビリアにおける軍事的状況へと回復することを求める。
9. 事務総長に対して2010年6月1日までに、解決に関連する緊急対策計画を含む本決議の履行に関する報告書を提出し、安全保障理事会に対して必要に応じて事件に関する最新情報を継続して伝えることを要請する。
10. 性的搾取・虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策を実施し、その要員による国際連合行動規範の完全な遵守を確保するために UNFICYP によってなされている努力を歓迎し、事務総長に対して引き続き、これとの関連で必要なあらゆる策を講じ、安全保障理事会に情報を提供し続けることを要請し、兵力提供国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前予防策を講じ、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、懲戒処分などの行為により、全面的なアカウントビリティを確保するため、懲戒処分そのほかの処分をとることを促す。
11. この問題に引き続き取り組むことを決定する。